

正

副

(注)都市計画法第 53 条の許可を受けた後、建築確認書を提出
建築主事の確認を受けてください。

許 可 申 請 書

(あて先) 八 尾 市 長

令和 年 月 日

申請者 住 所
氏 名

(記名のみでも可)

(電話 - - 番)

都市計画法第 5 3 条第 1 項の規定による許可を受けたいので、
下記により、申請します。

記

1	建築物の敷地の位置 および地番		
2	建築物の構造 および階数		
3	新築、増築、改築 又は移転の別		
4	敷 地 面 積	建 築 面 積	延 べ 床 面 積
	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)
※八尾市受付欄		※ 許 可 証 欄	
		八尾市指令都都政第 号 令和 年 月 日 八 尾 市 長 山 本 桂 右	
※ 備 考			

条 件

本申請建築物は、都市計画事業の施行の際に撤去又は移転しなければならないことがあります。
なお、本申請の建築物を売の場合は、あらかじめ買主に対し、その旨を十分説明してください。

(教 示)

この処分不服があるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えをすることができます。

1、この指令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により八尾市長に審査請求をすることができます（なお、指令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2、この指令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、八尾市を被告として（訴訟において八尾市を代表する者は八尾市長となります。）、大阪地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、指令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(備 考) 1. 申請者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
2. ※印のある欄は、記入しないでください。
3. 4 欄 (m²) については、都市施設の区域または市街地開発事業の施行区域内にかかる面積を記入してください。